

浦安市告示第50号

浦安漁港区域の公示施設の指定

浦安市漁港管理条例（平成14年条例第5号）第9条第1項第1号の規定により、公示施設を次のとおり指定する。

なお、この告示は、令和4年4月1日から効力を生じ、浦安漁港区域の公示施設の指定（令和3年告示第56号）の告示は、同年3月31日限り、その効力を失う。

令和4年3月31日

浦安市長 内田悦嗣

1 施設の名称及び施設の所在地

施設の名称	施設の所在地
浦安漁港第一栈橋	浦安市海楽一丁目地先境川
浦安漁港第二栈橋	浦安市美浜三丁目地先境川
浦安漁港第三栈橋	浦安市美浜二丁目地先境川

2 施設の位置

別紙図面のとおり